

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第217回 中国政府による外国投資のさらなる奨励

中国の国家発展改革委員会、商務部、工業・情報化部、自然資源部、生態環境部、交通運輸部は最近、共同で「製造業を重点に外国からの投資を拡大・増加・維持し、質の向上を促進するための若干の政策措置」（「促進措置」）を発表しました。その要点と留意点について解説いたします。

◇外商投資企業であれば優遇政策の享受も

企業や外国投資家が中国に投資するために持ち込んだ資本、技術、経営ノウハウは、中国の経済発展と産業の高度化に重要な役割を果たしていることから、中央政府は奨励政策を頻繁に公布するだけでなく、地方政府も外国からの投資を誘致するような取り組みを行っています。ただし、企業や外国投資家が中国に投資して設立する「外商投資企業」が優遇政策を享受できるかどうかは通常、次の要因の影響を受けます。

〔要因1〕時間と産業政策

政府が外資誘致を必要とする時期はさまざま、その需要によって産業政策は常に調整されているため、時期が違えば自社産業が優遇を受けられない可能性もあります。

〔要因2〕地域

地方ごとに異なる経済発展のニーズによって、政府は産業ごとに外国投資を誘致し、優遇政策を適用しています。

たとえば、2018年に東海岸の地方政府によって設立された新産業園區は、主に医療および健康産業が対象とされたため、医療機器メーカーは優遇政策を享受できましたが、重工業企業は歓迎されませんでした。したがって、特定の外商投資プロジェクトについてどのような優遇政策を取得できるかは、投資先の地方政府と十分な連絡を取り、投資協定を締結することによって確定されます。

◇「促進措置」のポイントと注意点

1. 「促進措置」が発表された背景には、新型コロナウイルスの感染防止対策として中国政府が導入した「ダイナミックゼロコロナ政策」が外資企業の運営に大きな影響を与えた状況下で、中国政府が外国人投資家や企業の信頼回復を図ろうとする計画があります。

2. 「促進措置」では、以下のように外国からの投資促進を規定しています。

(1) 2021年版の外商投資参入ネガティブリストは、具体的なプロジェクトで十分に実施するものとし、ネガティブリスト外の制限措置は引き続き除去していく。

(2) 外商投資企業が、政策支援、資格ライセンス、事業運営、知的財産保護、基準設定、入札、および政府調達に関して平等に扱われるようにする。

(3) 重要な外資プロジェクトへの支援を強化する。土地利用、環境保護、物流、人材の入出国に関するサービス保証を強化し、専任の人材がそのプロジェクトの全プロセスに寄り添ってサービスを提供できるよう手配する。

(4) 建設スピードが速く、著しい発展と多くの生産量が見込めるプロジェクトに土地を割り当てるよう指導し、製造業の外商投資プロジェクトの合理的な需要を確保する。

(5) 外商投資企業、関連商工会議所、国際機関との対話・交流活動を組織・実施し、中国政府の政策を広く宣伝する。

(6) 中国国際投資貿易博覧会などの展示会で、医療、半導体、化学、エネルギーなどの主要な産業チェーンの投資促進活動を開催する。

(7) 新型コロナウイルスの効果的な予防と抑制を前提として、多国籍企業や外商投資企業の幹部、技術者とその家族の出入国を容易にする。

(8) 貨物運輸と物流をより円滑化し、外商投資企業とその他の企業の生産資材と製品のスムーズな輸送を確実にする。

(9) 外商投資企業に対して、上場、債権発行、金融機関による融資などの金融支援を強化する。

(10) 外商投資企業による利益の再投資を奨励し、再投資に対する源泉所得税を一時的に徴収しない政策などを実施することで、地方政府が新規外国投資と同様の支援政策を提供できるようにする。外商投資企業の製造業への再投資を奨励する。

(11) 質の高い「地域的な包括的経済連携（RCEP）」を実現する。

(12) 外商投資が実施される分野を最適化するため、以下の分野の奨励に重点を置く。

- ・ハイエンド機器、基礎部品、主要部品の製造
- ・研究開発設計、現代的物流などのサービス産業
- ・新エネルギー、クリーン低炭素の重要な技術革新と実証応用などの環境保護分野
- ・中西部、東北部の基礎製造業、応用技術、民生消費などの分野

(13) 外国資本が中国に研究開発センターを設立し、スマート製造に深く関わるよう奨励する。

(14) 外国資本がカーボンニュートラル戦略に積極的に参加するよう指導し、クリーン低炭素技術の研究開発、普及、応用を支援する。

(15) 製造業分野における多国籍企業の誘致を促進し、より良い産業発展基盤を持つ中西部、東北部地域の開発を優先する。

◇日系企業へのアドバイス

「促進措置」の内容は依然として非常に原則的であり、特に(7)の出入国を容易にするという内容が注目されていますが、「促進措置」の発表主体は、出入国を管理する公安部や国家移民管理局ではないため、いつどのように実施されるかはまだ不確実です。いずれにしても日系企業にとって「促進措置」の発表は朗報であることに変わりはなく、今後は国や地方政府による具体的な政策公表に注視し、活用していく必要があるでしょう。

《蘇州・江蘇省》

江蘇国信、張家港に石炭火力発電所＝安定供給へ

中国ニュースサイト、中国証券網が7日までに伝えたところによると、深セン証券取引所の中小企業ボードに上場する中堅電力会社、江蘇国信（江蘇省南京市）は同省張家港市に石炭火力発電所を新設する。省政府から建設許可を取得した。

出力100万キロワット（kW）級超々臨界圧石炭火力発電設備2基などを建設する。受け皿となる「江蘇国信沙洲発電」の資本金は75億元（約1500億円）。江蘇国信が51%を出資し、主導権を握る。残りは蘇州燃気集団など4社が拠出する。

江蘇国信は省政府系企業。電力の安定供給の一環で先に江蘇省塩城市に石炭火力発電所を新設すると発表したばかり。（上海時事）

蘇州市の1～9月輸出、11%増＝江蘇省

江蘇省蘇州市税関当局が発表した同市の1～9月期の貿易高は1兆9646億元（約40兆円）と前年同期比8.2%増加した。輸出は11.1%増の1兆1696億元、輸入は4.3%増の7950億元だった。